

食品適正表示推進者講習会

(注) 今年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から会場での講習は行いません。

【食品適正表示推進者って？】

熊本県では、産地偽装や表示欠落等の問題の発生による消費者の事業者に対する不信感を減らすため、正確な情報提供等の業務を担う食品適正表示推進者の設置を促進しています。

登録された食品適正表示推進者は、各事業所において次のような業務を担います。

- ・ 関係法令に基づく適正な食品表示を行なうこと
- ・ 消費者に対し、食品の表示に関する正確な情報提供を行なうこと

1 資料内容(基礎的な内容です)

食品表示法、景品表示法、健康増進法、米トレーサビリティ法等

2 実施方法

県庁ホームページに掲載された講習会資料で学習いただいた上で、同ホームページ内のアンケートを以下のいずれかの方法で提出ください。

(1) 掲載期間：令和3年3月4日(木曜)から3月10日(水曜)

(2) 掲載場所：県庁ホームページ

(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/54/6136.html> 又はページ番号でさがすで「6136」と検索)

(3) 提出方法：令和3年3月15日(月曜)16時までにFAX、メール又は郵送。

FAX：096-387-0167

メール：kuma-shokkyo@plum.ocn.ne.jp

郵送：〒862-8570(←この郵便番号を記載すると、宛先住所の記載は不要です。)

熊本県健康危機管理課内(一社)熊本県食品衛生協会

(4) 受講対象者：食品関連事業者の方が対象です。

3 その他

(1) アンケートのご提出をいただいた方には、熊本県食品適正表示推進者設置店証と熊本県食品適正表示推進者証を交付します。

なお、登録者は原則として県ホームページで公表します。

(2) インターネットの閲覧ができない方には、資料をお送りしますので下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問合せ先

【食品適正表示推進者制度に関すること】

熊本県くらしの安全推進課 ☎ 096-333-2290

【講習会に関すること】

一般社団法人熊本県食品衛生協会 ☎ 096-333-2247

